



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 9 0 号 令和 5 年 5 月 1 9 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 3 3	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	グリーン社会推進課
2 3 4	指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止した件	長寿いきがい課
2 3 5	保安林の指定を解除する件	森林整備課
2 3 6	道路の区域を変更する件	道路整備課

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
※	徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
3	漁業法の規定に基づき徳島県海域におけるせん漁業の操業について指示する件	
4	漁業法の規定に基づき徳島県海域におけるいせえびかご漁業及び類似漁業の操業の禁止について指示する件	

徳島県告示第二百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次の事務を特定非営利活動法人大川原に委託した。

令和五年五月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）第八条の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第**二百三十四**号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和五年五月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	停止の内容	停止の期間
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地			
株式会社t－st y1e1	徳島市西二軒屋町二丁目三九番四 ヴィラ眉山A一一六号室	ヘルパーステーションらんまん	徳島市西二軒屋町二丁目三九番四 ヴィラ眉山A二一七号室	訪問介護	指定の全部の効力の停止	令和五年五月三十一日から同年十一月三十日まで

徳島県告示第二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年五月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
阿南市那賀川町上福井南川渕二一九の二一、一一九の二四
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年五月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

225		整理 番号
桧藍住		路線名
	板野郡藍住町乙瀬字川口 四三番一地先から 同 三六番一〇地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
	四・六〇八・五	敷地の幅員 （メートル）
	二二八・五	延長 （メートル）

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月十九日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一一三）の一部を次のように改正する。

別表第一美波町の診療所の項中「看護師長」を「看護師長 事務長補佐」に改め、同表海陽町の町長部局の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、「総務課課長補佐（財政担当の課長補佐に限る。）」を削り、同町の出納課の項を削り、同町の教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育次長 課長」に改め、同表松茂町の幼稚園の項中「園長（松茂幼稚園の園長に限る。）」を「園長 主幹」に改め、同町の中学校の項の次に次のように加える。

給食センター	主幹
--------	----

別表第一北島町の町長部局の項中「所長 総務課課長補佐（人事担当及び財政担当の課長補佐に限る。）」を「室長 総務課主幹」に改め、同町の幼稚園の項中「教頭」を「園長」に改め、同表板野町の老人ホームの項の次に次のように加える。

クリーンセンター	所長
----------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、徳島県海域におけるせん漁業（たこつば漁業並びにいせえびかご漁業及びその類似漁業を除く。）の操業について、次のとおり指示する。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合は、この限りではない。

令和五年五月十九日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

（操業禁止区域）

第一条 次に掲げる区域以外の区域においては、せん漁業を営んではならない。

一 次のア及びイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域のうち徳島県海域

ア 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）

イ 香川県東かがわ市翼山頂上

二 次のア、イ及びウを順次に結んだ二直線とエ、オ、カ及びキを順次に結んだ三直線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域のうち徳島県海域

ア 兵庫県南あわじ市丸山埼西端

イ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端

ウ 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）

エ 兵庫県南あわじ市釣島鼻突端

オ エと徳島県鳴門市中瀬灯標中心点とを結んだ直線とカと鳴門海峡中瀬高ばえ東端とを結んだ直線との交点

カ キと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上キから千メートルの点

キ 徳島県鳴門市大磯埼東端

三 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

ア 徳島県鳴門市大磯埼東端

イ アと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上アから千メートルの点

ウ 徳島県小松島市根井鼻東端

エ 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）北端

四 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ七直線とケ、コ及びサを順次に結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

ア 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）南端

イ アと徳島県小松島市旧和田島飛行場突堤突端とを結んだ直線上同突堤突端から五百メートルの点

ウ 徳島県小松島市立江川河口左岸東南端とイとを結んだ延長線と徳島県徳島市徳島小松島港津田外防波堤東端とエとを結んだ直線との交点

エ 徳島県阿南市三ツ石頂上

オ エと徳島県阿南市舟磯灯標中心点とを結んだ直線と同市燕礁頂上とカとを結んだ

直線との交点

カ 徳島県阿南市裸島頂上

キ カと徳島県阿南市燧崎突端とを結んだ直線と同市野々島東端とクとを結んだ直線との交点

ク 徳島県阿南市舞子島通称中崎ノ鼻突端

ケ 徳島県阿南市舞子島マツガシノ鼻突端

コ ケと徳島県阿南市一ツ目頂上とを結んだ直線とサと和歌山県日高郡美浜町日ノ御埼灯台中心点とを結んだ直線との交点

サ 徳島県阿南市蒲生田岬灯台中心点

五 徳島県阿南市伊島、前島及び棚子島の周辺最大高潮時海岸線から三千メートルの距離の線以内の海域

六 徳島海区のうち、徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以南の海域（以下「紀伊水道沖合海域」という。）の水深三百メートル以浅の海域

（操業制限区域）

第二条 前条の操業禁止区域以外の区域のうち、区画若しくは共同漁業権の漁場区域内においては、その漁業権者の同意を得ずにせん漁業を営んではならない。

（届出等）

第三条 第一条に規定する操業禁止区域以外でせん漁業を営もうとする者は、次に掲げる海域ごと及び船舶ごとに、第二項に定める書類を添えて、操業開始予定日の三日前までに、その所属する漁業協同組合を経由して、徳島海区漁業調整委員会に届け出なければならない。ただし、前条の操業制限区域において、漁業権者の同意を得て、せん漁業を営む者についてはこの限りでない。

一 播磨灘海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以北の海域）

二 紀伊水道海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以南で徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以北の海域）

三 紀伊水道沖合海域

2 届出の際には次の書類を提出するものとする。

一 届出書（様式は別に定める。）

二 届出をする者の所属する漁業協同組合の長の副申書（様式は別に定める。）

三 使用する船舶の漁船登録票の写し

3 徳島海区漁業調整委員長は、第一項の規定による届出をした者に対して、別に定める様式の届出済証を交付する。

4 第一項の規定による届出をした者は、操業に際し、前項の届出済証を携帯するとともに、別に定める様式の標識を船体両側面の見やすい箇所に表示し、漁具の浮標に氏名及び所属する漁業協同組合の名称を記載しなければならない。

（指示の有効期間）

第四条 この指示の有効期間は、令和五年六月一日から令和六年五月三十一日までとする。

（雑則）

第五条 この指示に定めるもののほか、この指示の施行に必要な事項は、徳島海区漁

業調整委員会が別に定める。

(R5.5.19 委員会指示第3号第3条第2項第1号の様式)

せん 漁 業 操 業 届 出 書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

下記によりせん漁業を操業いたしますので、関係書類を添えて提出します。
なお、操業にあたっては他漁業との間で問題が発生しないように努めます。

記

1 使用する船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 船舶総トン数

2 操業海域

3 操業予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 漁業根拠地

(R5.5.19 委員会指示第3号第3条第2項第2号の様式)

副 申 書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員長 殿

住所

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長

印

このたび本漁業協同組合所属の下記の 名が、せん漁業の操業を行うにあたって、他漁業との間で問題が発生しないように指導いたしますので、よろしくお願いします。

氏名	住所	船名	漁船登録番号	トン数

(R5.5.19 委員会指示第3号第3条第3項の様式)

証第 号

せん漁業届出済証

住所
氏名

- 1 使用する船舶
 - (1) 漁船登録番号
 - (2) 船名
 - (3) 船舶総トン数
- 2 操業海域
- 3 操業期間
- 4 漁業根拠地

年 月 日付で上記の内容を含む届出があったことを証明する。

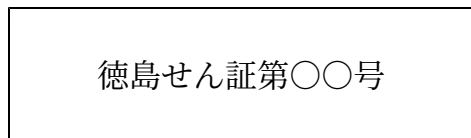
年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長

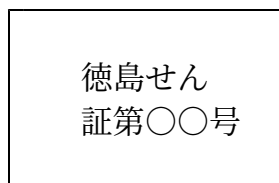


(R5.5.19 委員会指示第3号第3条第4項の様式)

届出によって操業する場合に掲げる標識は次のとおりとする。



(たて10cm、よこ50cm以上)



(たて20cm、よこ30cm以上)

徳島海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和五年五月十九日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

（操業の禁止）

第一条 徳島県海域においては「いせえびかご漁業及び類似漁業」は営んではならない。
（指示の有効期間）

第二条 この指示の有効期間は、令和五年六月一日から令和六年五月三十一日までとする。